

令和4年度 第4回金沢市入札制度評価委員会の審議概要

開催日及び場所	令和5年2月20日(月) 金沢市第一本庁舎7階 第1委員会室		
委員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 米田 満(公認会計士) 委員 深田 宰史(金沢大学教授) 委員 本間 学(金沢大学准教授) 委員 西村 督(金沢工業大学教授) 委員 栗田 真人(弁護士)		
次第	1 開会 2 審議案件 (1) 工事等に係る入札・契約手続きの運用状況等について ア 令和4年4月1日から令和5年1月31日までに係る本市発注工事 及び工事関連委託業務の結果について イ 入札参加資格停止の運用状況及び談合情報への対応状況について (2) 工事成績評点の入札参加資格要件での活用について (3) 変動型最低制限価格制度の試行状況について (4) 制度の検討課題について (5) 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について (令和4年10月1日から令和4年12月31日) 3 閉会		
抽出案件	5件		
工事	制約付き一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふくろう通り電線共同溝整備工事(その6) ・ 浅野川中学校トイレ改修工事(建築工事)
	随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長坂用水災害復旧工事に伴う応急仮工事
委託	制約付き一般競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内川第1配水池耐震診断業務委託
	指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南新保町ほか1町地内下水道管築造工事発注設計業務委託 (1工区)(1-1工区)
審議内容	別紙のとおり		
委員会による報告 又は意見の具申	令和4年度第3四半期の発注工事等に係る入札・契約手続きの運用については、適正に行われていると判断する。		

(お問合せ) 〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
 金沢市総務局監理課 工事契約係
 電話:076-220-2101

総 括

委員からの意見は、概ね次のとおりであった。
 工事及び委託業務の業者選考等が適正に行われていることを確認した。今後とも国や県の動向も注視し、制度の検証を続けるとともに、適時・適切に対応してほしい。
 変動型の最低制限価格制度については、入札不調件数の増加といった留意すべき課題も見られることから、試行期間を更に1年間延長し、変動型に起因する入札不調対策の検討も含め、引き続き制度の検証を行う必要がある。

意見の詳細は、次のとおり。

質 疑 ・ 意 見	応 答
<p>1 変動型最低制限価格制度の試行状況について</p> <p>○ 変動型に起因する入札不調対策として、ランダム係数を再設定する対応はとれないか。</p> <p>○ 現行の変動型最低制限価格制度を維持しながら、入札不調の対策を取っていくという方向性がよいと考える。また、その対策を検討するため、試行期間を1年延長することが適切と考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他都市の対策事例の中には、ランダム係数の再設定により入札不調を回避する対策を講じているものも見受けられるが、この場合、ランダム係数を事業者の入札行動とは無関係に機械的に決定している。本市では入札時間とくじ番号など、事業者の入札行動が関与してランダム係数を決定する仕組みが望ましいと考えているため、どういった方法で再設定するのが課題となる。
<p>2 委員があらかじめ抽出した案件に係る業者選考等の経緯について</p> <p>ふくろう通り電線共同溝整備工事（その6）</p> <p>○ 入札参加者は15者と多いが、辞退者も10者と多い。本案件で辞退者が多くなった要因は。</p> <p>浅野川中学校トイレ改修工事（建築工事）</p> <p>○ 参加者が2者と少なく、落札率も高くなっている。入札参加者が限定的となる原因は。</p> <p>長坂用水災害復旧工事に伴う応急仮工事</p> <p>○ 本件は災害復旧工事の随意契約案件だが、当該選考事業者と随意契約となった理由について教えてほしい。</p> <p>内川第1配水池耐震診断業務委託</p> <p>○ 1回目の入札が不調であったとのことだが、その状況を教えてほしい。また、一般競争入札であるにも関わらず応札者が1者となった原因について、考えられることは。</p> <p>南新保町ほか1町地内下水道管築造工事発注設計業務委託（1工区）（1-1工区）</p> <p>○ 指名競争入札の案件であるが、指名理由の「本業務を円滑に履行できる体制が確保できると認められる」とは、どのような基準で判断しているのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本工事の施工箇所は、国が拡幅事業や無電柱化事業を行っている国道159号線と近接しているため、工程や施工に関して綿密に国との調整が必要なことに加え、現場は狭い道路となっており、歩行者の安全確保や周辺環境に特に配慮が必要な工事と判断し、一旦は入札参加申請したものの制約が多いことから、辞退した事業者が多かったのではないかと推察される。 本市の発注標準に基づく、本工事はBランクに格付けされた事業者を対象とした入札参加要件での発注となるが、当初の入札では落札者がおらず、入札不調となったことから、Aランク事業者も入札に参加できるように入札参加要件を拡大して再度発注したものである。参加要件を拡大したにも関わらず、入札参加者が少なくなった要因は3点考えられる。 1点目は、建築工事のため、もともと公共工事に参加する事業者数が限られる傾向にあることに加え、既に6件のトイレ改修工事を発注しており、今回さらに6件の同時発注があったことから、技術者等の確保が困難となり、参加を見送った事業者がいたこと。2点目は、Aランクの事業者にとっては工事規模が小さく、利益も見込めないと判断し、入札参加意欲が低かったこと。3点目として、本工事は夏休み期間の施工ではないことから、学校の授業を妨げないように配慮しながら工事を進める必要があるなど、学校特有の施工管理の難しさがあり、入札参加意欲が低くなったこと等が影響していると推察している。 本工事は、長坂用水の通水を確保するため、崩落した隧道を迂回する形で仮送水管を設置する工事であり、送水管を設置する土地の地権者との交渉や調整が必要となる。当該事業者は、8月4日の大雨で被災した近隣の被災箇所での応急復旧に従事しており、周辺環境の特性を熟知していたことに加え、周辺の地権者や農家とも協議を重ねた実績があったことから、迅速に応急復旧が可能な事業者と判断し、随意契約を行ったものである。指名競争入札という方法もあるが、契約に至るまでに3週間程度期間を要することから、農作物への二次被害を最小限に抑えてほしいとの農業生産者の要望に応えるためにも、緊急性を要すると判断し、工事着手までの期間が最も短い随意契約を選択した。 入札不調時の状況は、今回再入札により落札に至った参加事業者1者のみが参加し、最低制限価格未滿で失格となったというものである。応札者が限定的となった理由については、本業務の対象施設が比較的小規模なものであったことから、発注金額の規模が小さく、事業者の参加意欲が高まらなかったと推察している。 過去に同種の設計業務を請け負った実績があることや、各事業者の営業拠点から現場までの距離が近接していることなどを判断基準としている。